

計画書

西三河都市計画地区計画の変更（西尾市決定）

都市計画法光寺内陸工業団地地区計画を次のように変更する。

名 称		法光寺内陸工業団地地区計画		
位 置		西尾市法光寺町流、楽縄手、東山、前畑及び宮前の各一部		
面 積		約6.5ha		
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	<p>本地区は、西尾市内等の住工混在地に立地していた自動車部品製造業を集団移転することで、産業公害の防止を図る事を目的とした既存の地区で、環境事業団により開発事業が平成5年に計画着手され、平成7年に完了した。</p> <p>本地区は、地区計画により建築物等の適正誘導をはかり、良好な工業生産環境を維持し、周辺の既存集落との調和に配慮した工業団地の継続を目標とする。</p>		
	土地利用の方針	<p>既存工場の現在の事業内容、将来計画を尊重しつつ、周辺の自然環境と住環境に配慮する。</p>		
	地区施設の整備方針	<p>緑地、調整池、公園等は、その機能が損なわれないよう市が維持・保全を図る。</p>		
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限を定めることにより無秩序な建築行為を防ぐ。</p>		
	その他当該地区の整備・開発及び保全に関する方針	<p>周辺環境との調和を図るため、隣接する集落等に配慮した既存の緑地を保全する。</p> <p>周辺の交通環境を踏まえ、安全で円滑な交通を確保するため適切に道路を保全する。</p>		
地区整備計画	地区施設の規模	種 類	名 称	規 模
		道 路	市道法光寺33号線	幅員：9m 延長：約435m
			市道法光寺6号線	幅員：9m 延長：約52m
			市道法光寺8号線	幅員：6m 延長：約175m
			市道法光寺11号線	幅員：6m 延長：約148m
		公共空地	法光寺1号調整池	面積：1,421㎡ 容量：2,760㎥
			法光寺2号調整池	面積：713㎡ 容量：1,305㎥
			法光寺3号調整池	面積：603㎡ 容量：1,105㎥
			法光寺下水路	幅員：6m 延長：450m
緑 地 (公園含)	法光寺緑地	面積：13,544㎡		

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場（標準産業分類に掲げる大分類 E、製造業に属するもの）に限る。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ぬ）項第三号（八の三）、（十三）及び（十三の二）並びに（る）項第一号（一）から（十）まで、（十三）から（二十二）まで及び（二十九）から（三十一）までに定めるものを除く。 2 前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの。
	土地の利用に関する事項	現存する樹林地等で、良好な環境の確保に必要なものの保全をはかるための制限	<p>地区施設の緑地は、その用途以外に利用してはならない。また、地区施設の緑地の樹木は伐採してはならない。ただし、次に掲げる行為はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 2 間伐等樹木の保全のために通常行なわれる樹木の伐採 3 枯損した樹木又は危険な樹木の伐採 4 仮植した樹木の伐採 5 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる樹木及び計画図に示す出入口等の施設の土地利用上、必要最小限やむを得ない樹木の伐採 6 公園施設を管理するための樹木の剪定、伐採 7 その他市長が認めた行為

区域、地区整備計画の区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり

理 由

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行に伴い地区計画を変更する。